

大和郡山市告示第72号

令和 6年 4月 1日

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定に基づき、次のとおり収納事務を委託した。

大和郡山市長 上 田 清

1. 受託者・収納事務

受 託 者	収 納 事 務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録 証明書交付手数料、戸籍証明書交付 手数料、戸籍の附表の写し交付手 料、所得証明書交付手数料、課税(非 課税)証明書交付手数料の収納事務

2. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで